



立命館大学 法科大学院

法務研究科 法曹養成専攻

【お問い合わせ先】立命館大学朱雀独立研究科事務室（法科大学院担当）
〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1番地 電話 075 - 813 - 8272（代表） rits-ls@st.ritsumeai.ac.jp

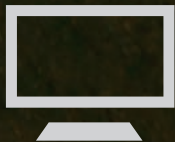
立命館大学 法科大学院

Ritsumeikan University School of Law

2017

立命館大学法科大学院 概要	
開設	2004（平成16）年4月開設
場所	立命館大学朱雀キャンパス 京都市中京区西ノ京朱雀町1番地
名称	立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻
入学定員	70名（法学既修者50名）
専任教員数	26名（うち実務家教員7名）
標準就業年限	3年 法学既修者は2年に短縮
学位	法務博士（専門職）

最寄り駅	立命館大学衣笠キャンパスより
JR 山陰本線 「二条駅」下車 徒歩約2分	市バス 15系統 「二条駅前」下車 徒歩約2分
京都市営地下鉄東西線 「二条駅」下車 徒歩約2分	市バス 55系統 「千本三条・朱雀立命館前」下車 徒歩約2分
阪急 「大宮駅」下車 徒歩約10分	JR バス 千本三条・朱雀立命館前-立命館大学前 系統 「千本三条・朱雀立命館前」下車 徒歩約2分



イベント情報、過去の入試問題や講評、全科目の概要など、最新情報をホームページに掲載しています。

立命館 法科大学院



**OPEN
CAMPUS
2016.7.3(SUN)**

2016年7月3日（日）
オープンキャンパス開催
詳しくはホームページにて

<http://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/>

R RITSUMEIKAN
UNIVERSITY

市民的感覚を備えながら、地球的な規模で考え行動する 「地球市民法曹」の養成をめざします。

本学のめざす法曹養成（教育目標）

立命館大学は、「私立京都法政学校」から始まる100年の法学教育の歴史と伝統をもちつつ、常に改革を進め多彩な教育・研究資産をもつ総合大学として社会の最先端の課題に取り組んできました。私たちは、こうした立命館大学の伝統と実績、総合性・多様性と進取の精神を受け継ぎ、「21世紀地球市民法曹」の養成を目指して立命館大学法科大学院を設立しました。

この「21世紀地球市民法曹」とは、グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹を意味します。グローバル化の進展によって、世界をフィールドに活躍する法曹が求められているだけでなく、地域に奉仕する法曹であっても、身近に起こる法的問題を地球規模の広がりの中でとらえ対応することが求められます。市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹こそ、今もっとも必要とされているのです。また、社会の法に対する需要が増大、多様化する21世紀においては、法曹は、国際取引、知的財産権、税、環境保護、人権擁護等々、なんらかの専門分野をもつ必要があるでしょう。

さらに、今後は、企業や官庁において活躍する法曹も増えるものと思われます。

立命館大学法科大学院では、こうした21世紀に求められる法曹像を「地球市民法曹」ととらえ、多様なバックグラウンドをもった学生が、各人のめざす「法曹像」を中軸に据えながら豊かな人間性と、鋭い人権感覚、幅広い教養と共に、グローバルな視点と高い専門性を身につけることができるような教育を行います。時代のニーズを的確に把握して、自由で競争的な環境の中、自分の持てる力を十二分に発揮しつつ、世界をリードしていく法曹を養成したいと考えています。

立命館大学大学院
法務研究科（法科大学院）
研究科長

和田 真一



Contents

- 02 本学のめざす法曹養成（教育目標）
- 04 カリキュラムの特徴
- 06 国際性+地域貢献
- 08 カリキュラム
- 09 課外プログラム
- 10 経済面でのサポート
- 12 学習環境
- 14 教員一覧
- 16 新任教員からのメッセージ
- 18 司法試験合格者が語る合格までの道程
- 20 進路実績・就職支援
- 21 活躍する修了生
- 22 入試制度

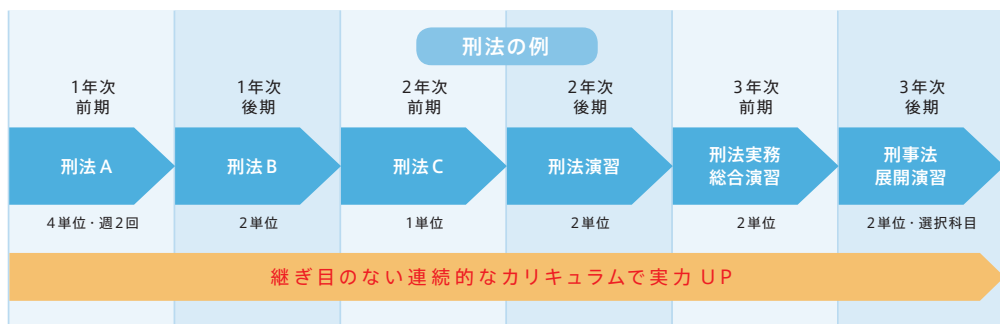
カリキュラムの特徴

5 Key Features

基本的な力を確実に身につけ、国際舞台でも地域社会でも活躍できる法曹を育成する充実のカリキュラム。

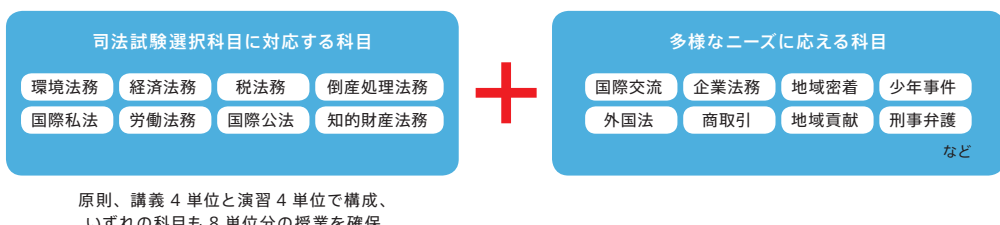
1 密度の高いカリキュラム

法曹となるための基本的な力を身につける「法律基本科目」では、主要3科目（憲法・民法・刑法）が1年次前期から3年次前期まで全セメスターに配置されています（未修者コースの場合）。更に選択科目を新たに設け、民法・刑法は3年次後期まで継続して受講できます。本研究科のカリキュラム構成は、既修者コースで学ぶ場合にも大いにメリットがあります。



2 多様なニーズに応える潤沢な選択科目

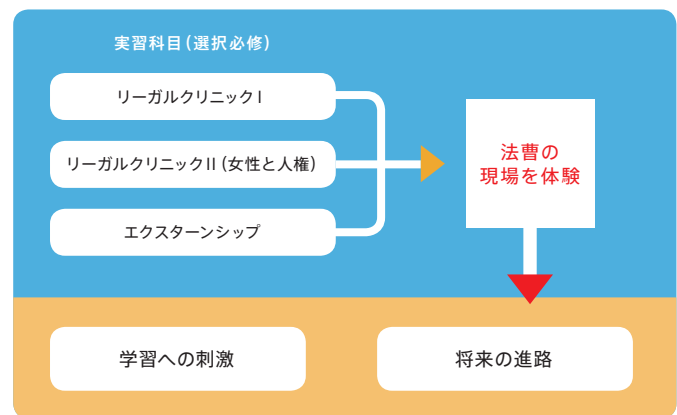
司法試験選択科目に備えるだけでなく、法曹として将来の専門性を高めていくため、特に重要な8分野で各8単位分の授業を用意しています。断片的で自学自習に頼りがちなこれらの分野で、手厚いサポートを受けて学習することが可能です。



3 法実務の現場を必ず体験（実習科目）

法曹として実際に活躍する現場を早い段階で体験することは、学習を進める上で大きな刺激になるばかりか、将来の進路希望を考える際にも非常に参考になります。また、実習を通じて実務家との人脈づくりにもつながります。

教員（弁護士）と共同で実際の法律相談を受付ける「リーガルクリニックⅠ」、女性や人権問題を専門に扱う「リーガルクリニックⅡ（女性と人権）」、弁護士事務所・企業法務部・地方公共団体での研修「エクスターンシップ」を用意しています。このうち一つを必ず履修します。



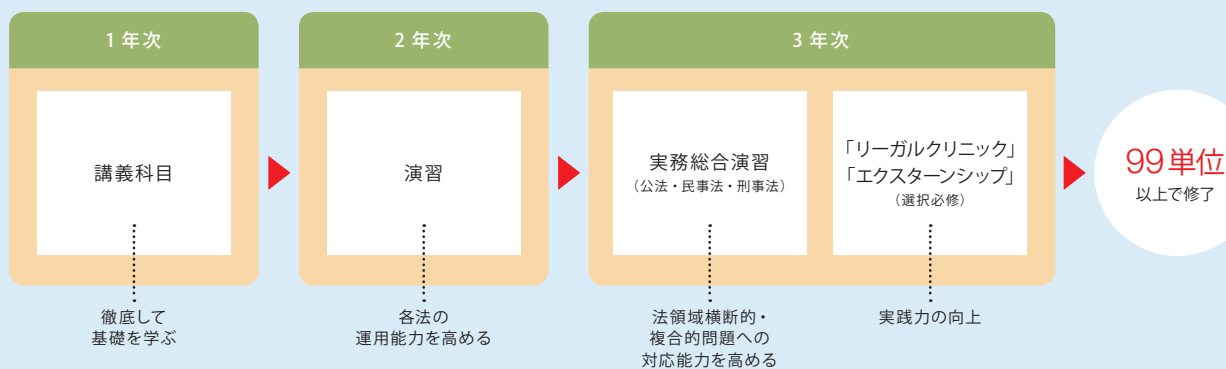
4 司法試験突破へ専念できるカリキュラム構成

法科大学院修了直前の3年次後期（既修者コースは2年次後期）は、最後の総仕上げで一番大切な時期。必修科目は配置されていないため、「民法展開演習」「刑事法展開演習」などの選択科目を受講し、自らの学習の進み具合に応じた学習ができます。

5 オプション試験と「民事訴訟法」「刑事訴訟法」

既に学部において「民事訴訟法」と「刑事訴訟法」を学んだ方は、入学試験において「訴訟法オプション試験」を受験し、その成績に応じて入学後の講義科目の履修の一部が免除される場合があります。つまり、入学後の学習の余裕を、入学前に作っておくことが可能です。入学試験において、「訴訟法オプション試験」にぜひチャレンジしてみてください。詳しくは入学試験要項をご確認ください。

3年間の学びの流れ



修了要件 下記A）・B）の全てを満たせば修了となり、司法試験の受験資格を得ます。

- A) 標準修業年限
法学未修者 3年
法学既修者 2年
- B) 修了に必要な単位数と要件
(1) 必要な単位数／法律基本科目：59単位以上、実務基礎科目：14単位以上、基礎法学・隣接科目：6単位、先端・展開科目：16単位以上、合計：99単位以上
(2) 法律基本科目のうち必修科目の合計単位数（入学時単位認定を除く）の半分以上が「B」評価以上であること。
(3) 修了に必要な単位99単位分のGPAが2.5以上であること。

現職検察官（教員）による授業

検察官教員（現職検察官）、弁護士教員（現職弁護士）が記録教材等を使用して刑事実務を講義し、まとめに刑事模擬裁判を実施する授業もあります。



「刑事法務演習」の様子

高い評価を得たプログラム

次の取り組みについて高く評価いただき、文部科学省の補助金の加算対象となりました。本学では、今後も先導的となりうるプログラム開発を目指します。



国際性＋地域連携

Internationality and Locality

立命館大学法科大学院なら、「国際性の涵養」と「地域連携」の両方にアプローチできます。

国際性
Internationality

ワシントン・セミナー

「外国法務演習」では、アメリカン大学ロースクールとの提携によって、夏期休暇期間中に米国ワシントン・DCで約2週間の集中的な授業と実地研修を行います。現地では、講義・演習を受講しながら、連邦議会、連邦・州裁判所、連邦・州行政機関、ロー・ファーム（大規模法律事務所）、NGO法務部門などを訪ねて、米国における法曹実務の現場を体験します。参加者全員に費用補助（給付奨学金）があります。



国際性
Internationality

京都セミナー

英語による日本法の集中講義「現代法務特殊講義（京都セミナー）」は、2005年度に文部科学省による法科大学院形成支援プログラムとして始まり、2017年度で12回目の開催となります。このセミナーは、①オーストラリアやアジア各国からの国際学生と本学学生と一緒に学ぶ点、②国内外より外国人・日本人教員及び実務家を講師に迎える点において、高い評価を得ている国際交流プログラム（正規科目）です。

地域連携
Locality

リーガルクリニックI

京都府北部にある舞鶴市との協定に基づき、法律相談を同市にて実施しています。地方自治体は市民への法的支援の幅を広げることができ、法科大学院にとっては実習科目の機会を充実させることができます。法科大学院設立の当初から10年以上にわたって市民法律相談を行い、毎年多くの市民の方にご利用いただいています。



弁護士教員の指導の下、院生と弁護士教員で、市民からの生の法律相談に応ずる授業リーガルクリニックI・IIで利用する実際の法律事務所を模した施設です。

地域連携
Locality

エクスターンシップ

エクスターンシップは、弁護士事務所や企業法務部、地方公共団体などの現場で、実働2週間（平日10日間）程度、実地で仕事を見たり手伝ったりしながら法律実務の要領を体験的に学びます。

過去の派遣実績
弁護士事務所
弁護士法人大江橋法律事務所、弁護士法人淀屋橋・山上合同、北浜法律事務所・外国法共同事業、京都総合法律事務所、奈良総合法律事務所、その他多数
企業法務
(株)堀場製作所、日本生命保険相互会社、住友生命保険相互会社、その他
地方公共団体
豊中市、宇治市

地域連携
Locality

リーガルクリニックII（女性と人権）

「女性と人権」というタイトルをみて不思議に思いませんか。「男性と人権」とは言わないのに、「女性と人権」と言っていることさらに法学教育のテーマにするのは何故だろうと。それは、もともと男性だけが「人権」の主体とされ、多くの事項が男性を基準に考えられてきたために、社会事象においても、女性であるが故に侵害されてきた人権があるからです。「リーガルクリニックII」では、この女性の法律相談に応じます。こちらも一部は滋賀県大津市との協定により、同市で実施しています。

実施プロセス

「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」などの実習科目は、修了までに必ず1つは履修する必要があります。科目は、事前指導・実習・事後指導から成り、特に事前指導では不安なく実習に望めるよう配慮しています。

「リーガルクリニック」での例



MESSAGE

アメリカン大学ロー・スクール学長
クラウディオ・グロスマン Claudio Grossman



今こそ社会に求められる法曹教育を再考すべきである。しかし、ほとんどのロースクールでは依然として国内法的な問題に焦点を当て、現在まさに生じている劇的な変化を見落としている。これに対して、立命館とWCL (American University Washington College of Law) は、既存のロースクールとは異なるビジョンに基づくプログラムを開発した。このジョイント・プログラムの開発と実施は、立命館が国際的な教育ビジョンに基づく教育機関であることを示しており、我々も共同で実施できることを大変うれしく思う。



入学試験における外国語能力の評価

外国語検定のスコアや合格証書をお持ちの方は、入学試験で最大30点加算される場合があります。2017年度入試より、対応する検定試験と加算点が明確になりました。詳細は、「入学試験要項」をご確認ください。

カリキュラム

Curriculum

❶❷数字は単位数

基礎・応用力を身につける科目群		
法律基本科目	実務基礎科目	基礎法学・隣接科目
59単位 以上修得	14単位 以上修得	6単位 修得
1 年次配当	1 年次配当	1・2・3 年次配当
❶憲法A ❶憲法B ❷民法Ⅰ ❷民法Ⅱ ❷民法Ⅲ	❷リーガルリサーチ & ライティング ❷法曹倫理	❷現代法理論 ❷法の歴史 ❷生命倫理と法 ❷法と心理 ❷ジェンダーと法 ❷紛争解決と法 ❷司法制度論 ❷英米法基礎
2 年次配当	2 年次配当	
❶憲法C（未修者のみ） ❶刑法C（未修者のみ） ❷行政法A ❷民事訴訟法Ⅰ★ ❷民事訴訟法Ⅱ ❷刑事訴訟法Ⅰ★ ❷刑事訴訟法Ⅱ ❷憲法演習	❷要件事実と事実認定	
3 年次配当	3 年次配当	
❷民事訴訟法演習Ⅱ ❷民法総合演習（選択科目） ❷民法展開演習（選択科目） ❷刑事法展開演習（選択科目）	❷公法実務総合演習 ❷民事法実務総合演習 ❷刑事法実務総合演習 ❷リーガル・クリニックⅠ（法律相談） ❷リーガル・クリニックⅡ（女性と人権） ❷エクスターンシップ ❷民事裁判総合研究（選択科目）	

法学既修者コースでは、法律基本科目1年次29単位及び❖科目2単位 計31単位分を入学時に単位認定します。「訴訟法オプション試験」で基準を満たし単位認定対象となった法学既修者は、★科目の履修が免除されます。

専門性を身につける科目群				
先端・展開科目				16単位 以上修得
1・2・3 年次配当 先端展開科目				
❷現代法務特殊講義 ❷現代法務特殊講義（京都セミナー）		❷外国法務演習Ⅰ ❷外国法務演習Ⅱ	❷涉外弁護士実務 ❷英文契約実務	❷中国法 ❷現代社会と犯罪 ❷国際人権法務
2・3 年次配当科目				
司法試験選 択科目に対応する 先端展開科目	税法務	国際公法	環境法務	倒産処理法務
	❷税法務Ⅰ ❷税法務Ⅱ ❷税法務演習	❷国際関係公法Ⅰ ❷国際関係公法Ⅱ ❷国際関係公法演習	❷環境法務Ⅰ ❷環境法務Ⅱ ❷環境法務演習	❷倒産処理法務 ❷倒産処理法務演習
その他の 先端展開科目	国際私法	労働法務	経済法務	知的財産法務
	❷国際関係私法Ⅰ ❷国際関係私法Ⅱ ❷国際関係私法演習	❷労働法務 ❷労働法務演習	❷経済法 ❷経済法務演習Ⅰ ❷経済法務演習Ⅱ	❷知的財産法務Ⅰ ❷知的財産法務Ⅱ ❷知的財産法務演習
	❷公共法務Ⅰ ❷公共法務Ⅱ ❷公共法務演習 ❷コーポレート・ロー先端演習 ❷商取引法先端演習 ❷保険法	❷国際関係私法Ⅲ ❷国際民事訴訟法 ❷英米私法 ❷執行・保全法 ❷司法臨床研究 ❷消費者法務	❷都市・住宅法務Ⅰ ❷都市・住宅法務Ⅱ ❷家事法務演習 A ❷企業法務 ❷企業法務演習 ❷金融法	❷刑事弁護論 ❷経済刑法 ❷刑事法務演習 ❷少年法 ❷特定研究*3

*1 本学では法学未修者1年次・2年次、法学既修者1年次に法律基本科目の内、所定の単位取得することを要件とする進級制度を設けており、要件を満たさない場合、同じ年次に原級留置となります。なお、同一年次に2回原級留置となる場合、除籍とします。

*2 法学既修者については、法律基本科目の内、講義系科目（主に1年次に配当）している（憲法、民法・商法・刑法・行政法）について入学時に単位認定します。

*3 「特定研究」は3年次配当科目

関西四大学大学院単位互換制度 立命館大学・同志社大学・関西大学・関西学院大学との間で協定を結び実施している単位互換制度です。立命館大学法科大学院の学生は、他の3大学が提供する授業を受講でき、その単位を修了に必要な単位として認定します*。また、「関西四大学図書館相互利用協定」により、他の3大学の図書館を利用することもできます。
*開講される全ての科目が提供される訳ではありません。また受講には本学法科大学院教務委員会による選考があります。

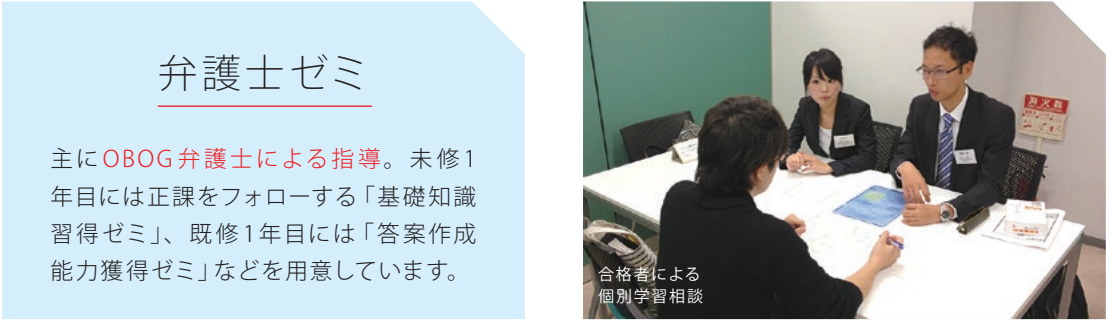
課外プログラム

Extracurricular Activities

「立命館大学エクステンションセンター」は、様々な資格取得や、国家公務員・公認会計士・司法試験等の難関試験合格をサポートする立命館大学の組織で、課外プログラムを担当しています。大規模総合大学のスケールメリットを活かし、さまざまな講座・企画を提供します。

弁護士ゼミ

主にOBOG弁護士による指導。未修1年目には正課をフォローする「基礎知識習得ゼミ」、既修1年目には「答案作成能力獲得ゼミ」などを用意しています。



合格者による個別学習相談

特化型ゼミ

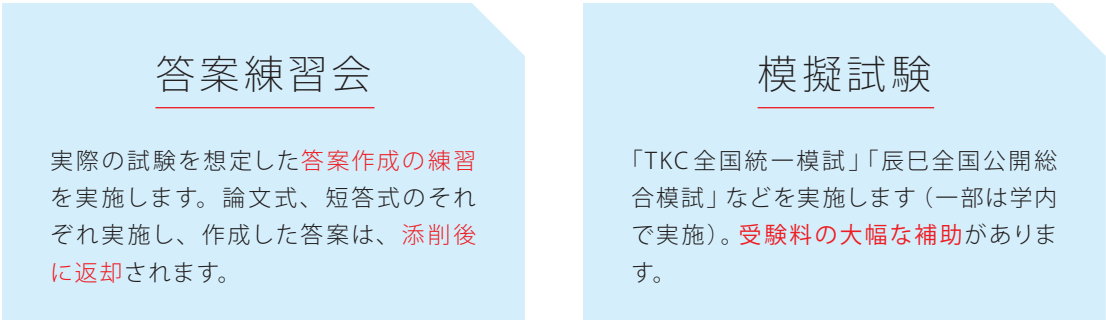
夏期・春期休暇期間中に一部科目に特化したゼミを集中実施。選択科目（労働法・知的財産法・租税法・倒産法）対策なども実施しています。



事務所訪問会（北浜法律事務所）

答案練習会

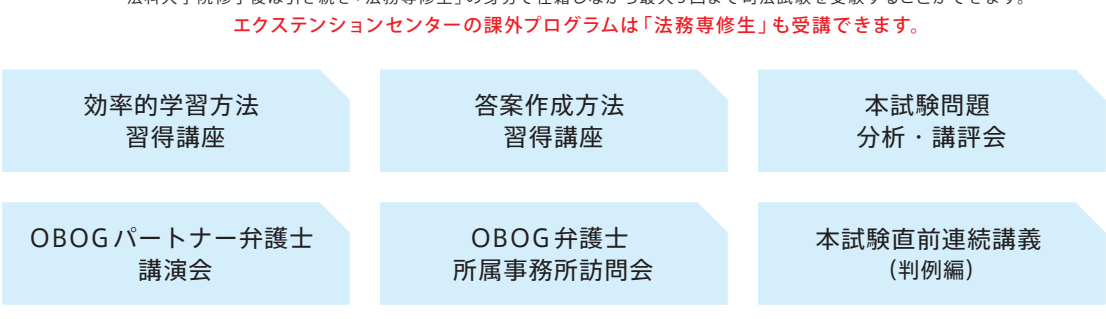
実際の試験を想定した答案作成の練習を実施します。論文式、短答式のそれぞれ実施し、作成した答案は、添削後に返却されます。



法科大学院修了後は引き続き「法務専修生」の身分で在籍しながら最大5回まで司法試験を受験することができます。
エクステンションセンターの課外プログラムは「法務専修生」も受講できます。

模擬試験

「TKC全国統一模試」「辰巳全国公開総合模試」などを実施します（一部は学内で実施）。受験料の大幅な補助があります。



効率的学習方法 習得講座

答案作成方法 習得講座

本試験問題 分析・講評会

OBOG パートナー弁護士 講演会

OBOG 弁護士 所属事務所訪問会

本試験直前連続講義（判例編）

「法務専修生対象」論文答練ゼミ

合格体験記

再現答案資料

立命館大学エクステンションセンター エクステンションセンターでは、司法試験に合格するための支援ツールを多数用意しています。 立命館 エクテン

経済面でのサポート

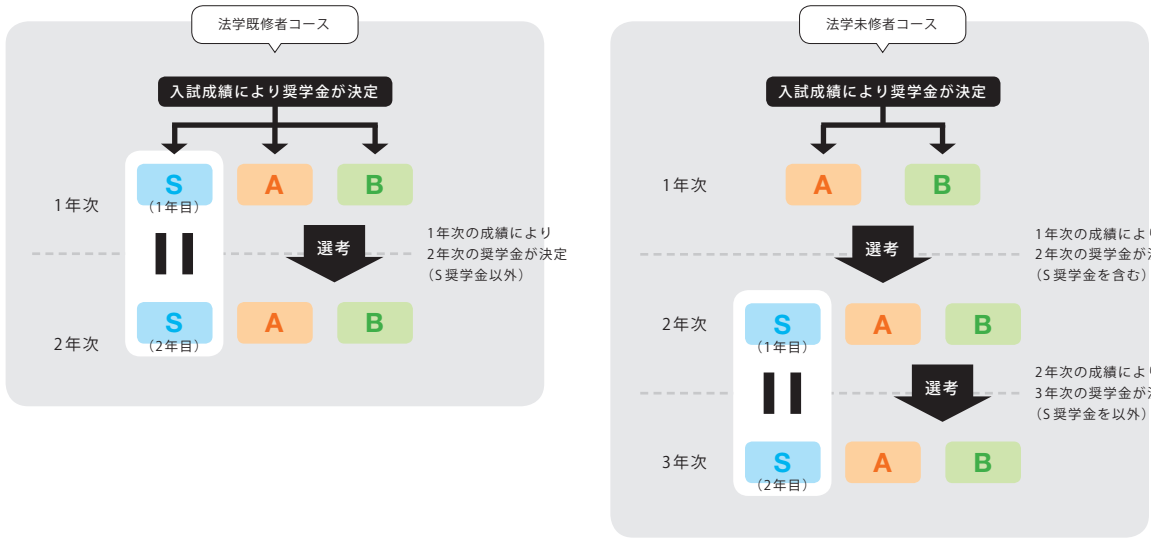
Support

成績優秀者を対象とした「立命館大学法科大学院奨励奨学金（給付）」制度を設けています。

立命館大学法科大学院奨励奨学金（給付）



初年度は、入試成績により奨学金が決定します（入試の結果通知にお知らせを同封します）。
法学既修者コースの場合、2年給付となるS奨学金以外は、入学後、1年次の成績に基づき2年次以降の奨学金が決定します。
法学未修者コースの場合、1年次の成績に基づき2年目以降の奨学金が決定する点は同じですが、2年次にS奨学金を決定することもあります。
入学後の成績により、翌年以降、より上位の奨学金を狙うことが可能な仕組みになっています。



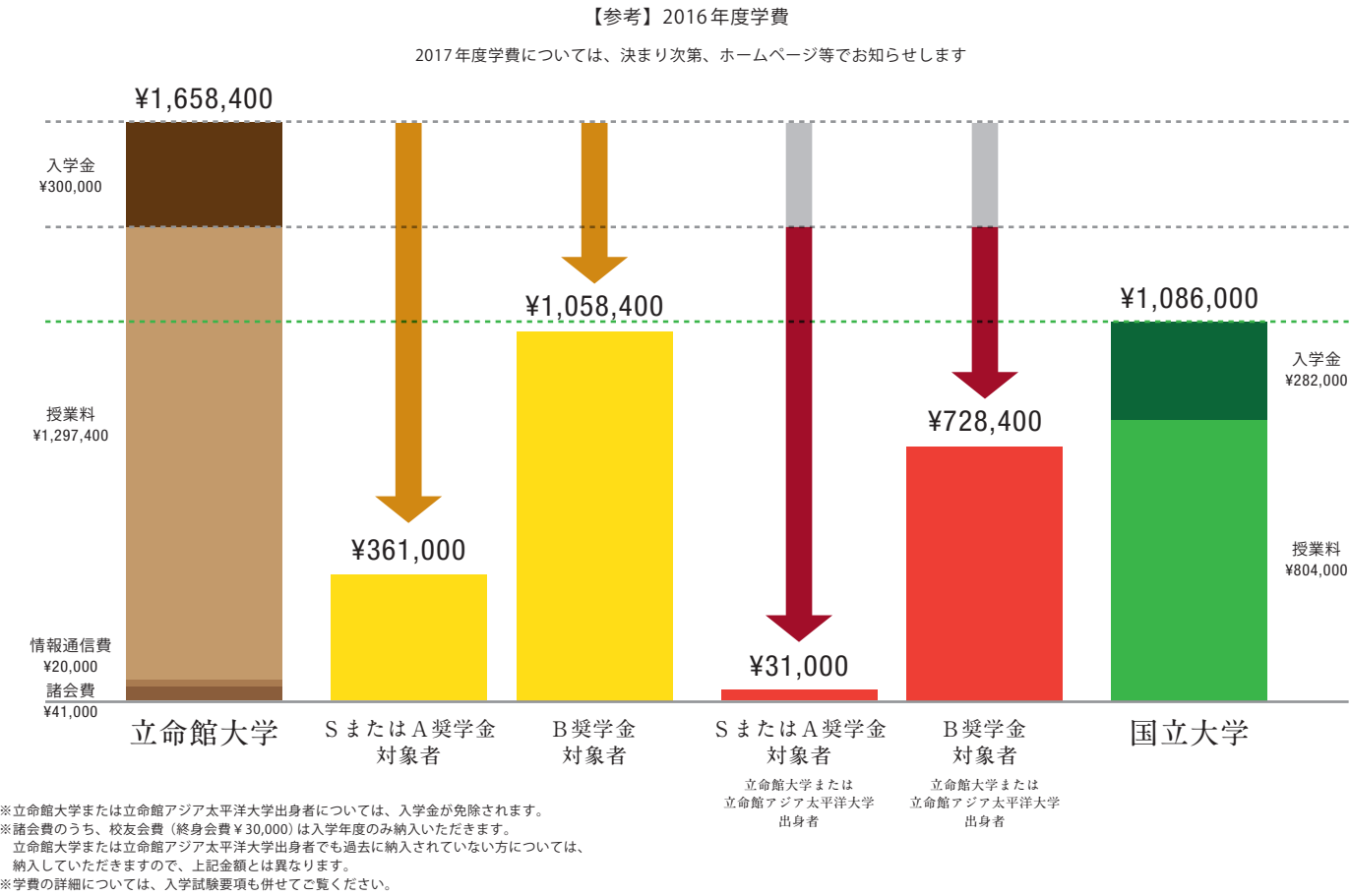
奨学金給付実績			
【合格者】2016年度入学試験合格者の奨学金決定実績		【在学生（2年次以上のみ）】	
	授業料全額免除		60万円給付
	S奨学金	A奨学金	B奨学金
法学未修者コース	—	27.6%	62.1%
法学既修者コース	40.8%	32.4%	15.5%

S奨学金（2年給付型）を拡充しています！

日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金には、法科大学院第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）があり、入学後にガイダンスがあります。
2015年度は、応募者全員が希望する奨学金に採用されました。
なお、第一種奨学金は、成績優秀者には奨学金の返還が、全額もしくは半額免除になる制度があります。

奨学金を含めた国立大との授業料比較



法務専修生への支援

場合によっては長期にわたる学習を支えるため、立命館大学法科大学院では、「法務専修生」への経済的なサポートにも力を入れております。下記はその一例です。

安価な専修生在籍料

年間の在籍料は、5,000円となっています。法科大学院在学時と同じ自習室およびロッカーの貸与を希望する場合は、年間30,000円の追加負担で利用可能です。

㈱TKC「法科大学院修了生サポートシステム」

個人のパソコンで、法令や判例の検索などのデータベースを利用できる、㈱TKCが提供する「法科大学院修了生サポートシステム」は、司法試験の学習には欠かせないシステムです。法務専修生もこのシステムを利用できます。

模擬試験の受験料補助

客観的な実力の把握は、司法試験突破には欠かせないポイントです。そのための模擬試験に関して、受験料の大幅な補助を行っており、法務専修生は手頃な価格で受験できます。また、一部の模擬試験については、学内でも実施しています。

立命館大学朱雀キャンパス

2006年9月に開設された朱雀キャンパスは、JR・京都市営地下鉄の二条駅に隣接し、交通アクセスも抜群です。
また、当初から法科大学院の設置を念頭に設計されており、キャンパスアメニティも最新の設備を整えています。



法廷教室

印刷室



演習用教室



情報演習室

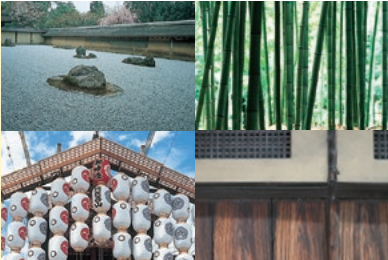
食堂、ラウンジ／1Fにはカフェテリア・ラウンジが設置されており、立命館生協が飲食物、文具類、書籍などの販売を行っています。7FにはレストランTAWAWAが入居しており、学生向けの特別メニューも用意されています。



京 都 で 学 ぶ

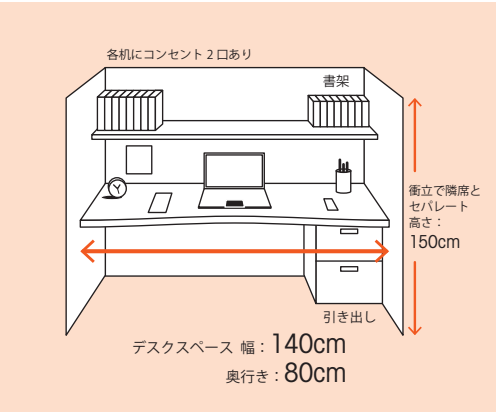
落ち着いて学ぶなら京都がいい。学生にとって必要なのは、最新情報よりも基本的なものの考え方を身につけることだからだ。浮き沈みの激しい時代には、一時の流行に惑わされずに歴史に耐えて残るものから学ぶことが大事になる。情報の洪水の中にある東京では、この選別は難しい。1200年の歴史を持つ京都では、街自体が歴史の選別を受けている。そこに育った学風は、歴史に残る「本物」を見分ける目をもつことを大事にするものである。

法曹を一生の仕事とするなら、このような「本物」を見分ける目をもつことが必要。「新しいように見えても、たいてい過去に誰かが似たような学説を唱えている」というのは、立命館大学名誉教授の佐伯千仞の言葉である。竜安寺の庭を眺めながら時間と空間を超えて思索する。京都の街には、そのような「学問」を養える気風がある。（前研究科長・松宮孝明）



自習室

法科大学院生用の自習室は、教室と同フロア（2F）にあります。
自習室には大型の学習机（引出し付）のほか、個人ロッカーが別に用意されています。もちろん館内全域でWi-Fiが整備されています。



自習室



グループ自習室



ロッカー

朱雀リサーチライブラリー／約25,000冊の図書、雑誌を配架しています。また他キャンパスの図書館との連携により、立命館大学の持つ約250万冊の蔵書を利用することができます。



ソフト面での学習サポート

立命館大学法科大学院では、ハード面での環境整備だけでなく、ソフト面でもさまざまな取り組みを通じて学習を支えています。
また、学生の皆さんの意見も反映させながら、授業や環境改善にも取り組んでいます。



授業懇談会・
研究科懇談会

年2回、「授業懇談会」が開催され、授業方法・課題・試験など、様々な切り口から学生と教員が授業について話し合います。受講生の立場、教える側の立場、それぞれから意見を交わし、授業の質向上に役立っています。「研究科懇談会」では授業以外の学習環境・設備などについて意見が交わされ、出された意見は自習室などの環境改善につながっています。



ベストな
コンディション作り

司法試験合格は、長期間の学習に耐える健康もまた重要なポイントになります。立命館大学法科大学院では、開設以来、自習室の開室時間を毎日午前6時から翌0時30分までとし、深夜時間帯の帰宅を促しています。これは毎日の生活リズムを整え、勉強に励んでももらいたいからです。他にも定期健康診断、インフルエンザ予防接種（希望者のみ）、自習室への大型加湿器の導入など、学生の皆さんのベストなコンディション作りに配慮しています。



個人面談

立命館大学法科大学院では、クラス制をとっており、各クラスには担任・副担任が配置されています。各学期に1回、全ての学生が担任もしくは副担任と面談をします。日ごろの学習の進捗、将来の進路、悩み事や不安に感じていることなど、経験豊富な教員が相談に応じます。面談記録は次年度に引継がれますので、継続したサポートを受けることになります。

教員一覧

Faculty List

法科大学院専任教員：研究者（上から職位、専門分野、出身大学）

和田 真一
Shinichi Wada
研究科長、教授



浅田 和茂
Kazushige Asada
教授



生熊 長幸
Nagayuki Ikuma
教授



市川 正人
Masato Ichikawa
教授



植松 真生
Mao Uematsu
教授



大下 英希
Hideki Oshita
教授



加波 真一
Shinichi Kanami
教授



北村 和生
Kazuo Kitamura
教授



島田 志帆
Shiho Shimada
教授



高田 昭正
Akimasa Takada
教授



多田 一路
Ichiro Tada
教授



中村 康江
Yasue Nakamura
教授



中山 布紗
Fusa Nakayama
教授



渕野 貴生
Takao Fuchino
教授



松宮 孝明
Takaaki Matsumiya
教授



松本 克美
Katsumi Matsumoto
教授



湊 二郎
Jiro Minato
教授



村田 敏一
Toshikazu Murata
教授



山口 直也
Naoya Yamaguchi
教授



法科大学院専任教員：実務家

小田 幸児
Koji Oda
教授、弁護士



籠橋 隆明
Takaaki Kagobashi
教授、弁護士



彦惣 弘
Hiroshi Hikoso
教授、弁護士



松川 充康
Mitsuyasu Matsukawa
教授、裁判官



森下 弘
Hiroshi Morishita
教授、弁護士



山崎 笑
Emi Yamazaki
教授、弁護士



和田 吉弘
Yoshihiro Wada
教授、弁護士



法科大学院所属：特別任用教授、特命教授、助教

田中 恒好
Tsuneoyoshi Tanaka
特別任用教授



薬師寺 公夫
Kimio Yakushiji
特別任用教授



吉村 良一
Ryoichi Yoshimura
特別任用教授



佐上 善和
Yoshikazu Sagami
特命教授



坂田 隆介
Ryusuke Sakata
助教



客員教授

斎藤 浩
Hiroshi Saito
弁護士
淀屋橋総合法律事務所
公共法務演習



田中 嘉寿子
Kazuko Tanaka
検察官



溝渕 雅男
Masao Mizobuchi
弁護士
共栄法律事務所
金融法



吉田 容子
Yoko Yoshida
弁護士
市民共同法律事務所
ジェンダーと法



Lubbers, Jeffrey Scott
ラバーズ、ジェフリー スコット
アメリカン大学
ロースクール教授
英米法基礎



他学部所属教授

吾郷 眞一
Shinichi Ago
法学部教授



倉田 玲
Akira Kurata
法学部 教授



倉田 原志
Motoyuki Kurata
法学部 教授



河野 恵一
Keiichi Kono
法学部 教授



竹濱 修
Osamu Takebama
法学部 教授



家事法務

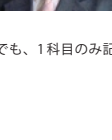
平野 哲郎
Tetsuro Hirano
法学部 教授



平野 仁彦
Hitobiko Hirano
法学部 教授



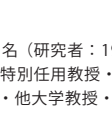
生命倫理と法



執行・保全法



法と歴史



宮脇 正晴
Masabaru Miyawaki
法学部 教授



望月 爾
Chika Mochizuki
法学部 教授



山田 泰弘
Yoshihiro Yamada
法学部 教授



渡辺 千原
Chihara Watanabe
法学部 教授



廣井 亮一
Ryoichi Hiroi
総合心理学部 教授



小田 美佐子
Misako Oda
法学部 准教授



森久 智江
Chie Morihisa
法学部 准教授



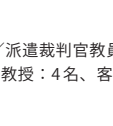
安田 裕子
Yuko Yasuda
総合心理学部 准教授



知的財産法務Ⅰ・Ⅱ



税法務Ⅰ



授業担当講師・非常勤講師

生田 勝義
立命館大学 名誉教授
刑法演習



伊原 友己
弁護士／三木・伊原法律特許事務所
知的財産法務演習



大久保 史郎
立命館大学 名誉教授
外国法務演習Ⅱ



川口 美貴
関西大学 教授
労働法務



川嶋 四郎
同志社大学 教授
現代法務特殊講義



久世 勝之
弁護士／久田原・久世法律事務所
知的財産法務演習



土佐 和生
甲南大学 教授
経済法



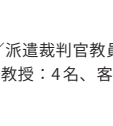
内藤 加代子
弁護士／大江橋法律事務所
涉外弁護士実務



中島 茂樹
立命館大学 名誉教授
公法実務総合演習



野村 太爾
弁護士／山田・野村法律事務所
現代法務特殊講義



三成 美保
奈良女子大学 教授
ジェンダーと法



向 宣明
弁護士／桃尾・松尾・難波法律事務所
経済法務演習Ⅱ

毛利 崇
弁護士／京都南法律事務所
労働法務演習

安本 典夫
大阪学院大学 教授
都市・住宅法務Ⅰ

脇中 洋
大谷大学 教授
法と心理

和久井 理子
大阪市立大学 特任教授
経済法務演習Ⅰ

新任教員からのメッセージ

Messages from Faculty

民事事件の
解決に不可欠な
「民事訴訟法」

和田 吉弘

教授／弁護士
第一中央法律事務所

私はかねてから法曹養成や法学教育に高い関心があり、修士・博士課程を通じて法学研究に取り組みながら司法試験に合格した後、大学法学部で、さらに法科大学院制度ができてからは法科大学院でも教鞭を取ってきました。

私が担当する民事訴訟法は、手続法とも言われるように、民事訴訟の手続について規定する法律です。憲法の下に制定された法律が大きく民事法と刑事法の二種類に分類されることは多くの人がご存知でしょう。刑事法が警察の関係する犯罪事件を扱う法分野であるのに対し、民事法は市民のあらゆる権利義務関係やそれについての紛争に関わる法分野で、民法を中心にその範囲は非常に多岐にわたります。そうした民事法に関わる紛争は、最終的にすべて民事訴訟法に規定され

た手続によって解決されます。民事訴訟法は、すべての民事事件の解決を最終的に一手に引き受けるという意味で非常に重要な法律であり、実務家として当然に使いこなせなければならないものである、と言えます。

このように、民事訴訟法はいうなれば民事訴訟を進めるためのルールですから、勉強するに当たっても、的を絞って重要なところだけを覚えれば良いというものではなく、細部にわたってそれぞれの規定の意図するところを理解しつつ、かつ手続全体の流れも十分に把握する必要があります。実際の訴訟をイメージし、勝敗の決するまでのダイナミズムを想像しながら手続を追っていくと、理解しやすいでしょう。ただ、法律の専門家には容易に理解できることでも、実務の現場を知らない学生の皆さんには当然イメージしにくいと

ころがありますから、私としては、とくにそういう点でより分かりやすく解説したいと思っています。

ところで、私は、東京地方裁判所判事として種々の民事裁判を手がけ、また現在は弁護士として様々な法律相談を担当して紛争解決に努力してきた中でとくに実感することがあります。それは、法律を杓子定規に適用するだけでは法律実務家の仕事は成り立たないだろう、ということです。公正かつ厳正な法律的判断をするに当たっても、当事者の気持ちを汲み取り、また事件に関わる様々な関係者に対するきめの細かい配慮をすることが欠かせません。法律知識をベースに人の「心」に迫ることが、法曹の専門家には求められると思います。学生の皆さんにもそのことを十分に理解しながら、法曹の道を歩んでほしいと願っています。



PROFILE

東京大学法学部を経て、東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。同研究科修士課程在学中に司法試験合格。明治学院大学法学部で教鞭を取った後、東京地方裁判所判事、青山学院大学大学院法務研究科教授を経て、現在弁護士として第一中央法律事務所に所属。

法的な思考様式を学ぶ
「要件事実と事実認定」

松川 充康

教授／判事
京都地方裁判所

裁判官の魅力の一つは、犯罪に関わる刑事事件の他、民事事件では大企業のビジネスに関わる問題から家事紛争まで、非常に多様な事件に関わるところにあります。

遺産分割や親族間の紛争の調停の際には、法律の論理では割り切れない家族の心情に思いを馳せながら、誰もが納得できる解決を目指す難しさを経験しました。また大阪地方裁判所時代には、知的財産に関わる裁判を数多く扱いました。知的財産の活用や紛争解決のあり方は、近年ますます重要性を増しているわけですが、そのこともあって、知的財産専門部の裁判例はすべてWEB サイトで公開されます。経済的・社会的に広い影響を及ぼすような判決をしたことも少なくなく、裁判官としてのやりがいと責任の重大さを改めて

実感する機会となりました。

また裁判官には、裁判所での職務以外にも多様な経験をすることがあります。私もイギリスに留学して海事法を学んだり、法務省に出向するなど、多様な視点から司法を見つめ、見識を深めました。さらに前職である最高裁判所行政局では、知的財産権に関する海外の法制度の実態を調査したり、知財高裁の国外に向けた広報や情報発信に関わるなど、国際社会、特にアジアという文脈で、日本の司法の将来を考える仕事にも携わりました。

立命館大学法科大学院で教鞭を取る「要件事実と事実認定」は、法律が裁判という実務の現場でどのように用いられるかを学ぶ授業です。当事者双方の主張を法的な観点から分析して整理し、法律家として不可欠

な「法的な思考様式」を身につけていきます。この「思考様式」の「型」を頭と体に叩き込む上で重要なのは、実際に問題を解き、「アウトプット」を積み重ねることです。繰り返しトレーニングすることで、どんな事件にぶつかっても自然と法的な思考様式で事件を捉え、問題を整理できるようになります。

「型」を持たない人が情で人を裁いたのでは、公正・中立な裁判はできません。法的な思考様式に基づいて事件を分析・整理し、裁判の見通しを立てられる「プロ」だからこそ、当事者の心に寄り添うこともできるのです。法の専門家として職責を自覚した上で当事者の思いを汲み取り、当事者が心から納得できる解決を導き出すことができる。そんな法曹を目指してほしいと願っています。



PROFILE

1999年、司法試験に合格。2001年10月、大阪地方裁判所に任官。その後、大分地方裁判所、法務省出向や最高裁判所行政局などをを経て、2016年4月より京都地方裁判所判事。

「金融」を切り口に
多様な法律に焦点を
当てる「金融法」

溝渕 雅男

客員教授／弁護士
共栄法律事務所

私が所属している共栄法律事務所は、事業再生・企業倒産、企業法務、知的財産権、税務争訟、ベンチャー・中小企業支援など幅広い分野を取り扱っており、中でも私は、主に、事業再生・企業倒産や企業法務に関与してきました。

最近では、金融機関のみを交渉の相手方とする私的整理によって事業再生が図られることも増えましたが、民事再生・会社更生等の法的手続をとった場合、対象企業に関係するあらゆる利害関係人との間で折衝が必要となります。

経営不振に陥った企業の事業を継続・再生させるためには、大口債権者である金融機関への対応の他、従業員、仕入先、顧客等との間で日常的に発生する法律問題にも対応する必要があります。そこで問題となる

内容は多岐にわたりますが、事業が「生き物」である以上、迅速な対応が求められます。時には深夜まで対応に追われることもあり、大変な仕事ですが、事業が継続・再生すれば、従業員、取引先、その家族など多くの人の生活を守ることができるという大きなやりがいがあります。

事業再生のみならず、実務では、具体的な「事実」に基づく問題が先にあり、それを解決するための手段として「法律」を用います。立命館大学法科大学院の「金融法」の講義では、「金融」という経済活動に焦点を当てながら、個々の裁判例で前提とされている「事実」の解説にも力を入れ、法律問題が生じる背景事情も理解して頂きたいと考えています。民法・会社法などの基本法が、「金融」という経済活動に関連してどのよう

に適用されているのかを学ぶことは、基本法に関する知識・理解を深めることにもつながります。

「民事法実務総合演習」では、学者と実務家が、理論と実務の両方の視点から授業を展開するのが特長です。実務家である私に期待されているのは、実際の訴訟におけるポイントや、実務で目の当たりにした企業の組織・運用の実体をお話することだと思っています。実務を通じて、より有機的に理論を理解して頂きたいと考えています。

法科大学院は、人生の中で心血を注いで勉強に集中する数少ない機会です。苦しみも多いでしょうが、そこでできた仲間とは、一生苦楽を共にすることもあります。人間関係も大切にしながら、乗り越えてほしいと思っています。



PROFILE

2004年、大阪市立大学を卒業し、同年司法試験に合格。司法修習を経て、2006年に大阪にある「共栄法律事務所」に就職。

司法試験合格者が語る合格までの道程

Messages from Successful Candidates

高い指導力と情熱を持った 教員を最大限活用し、実力を磨いた。

樋口 俊介さん 同志社大学法学部出身・既修コース修了(2015年)



「正直に言うと、立命館大学法科大学院は、第一志望ではありませんでした。でも結果的には、立命館大学法科大学院だったから、現役で合格できたと思います」

そう切り出したのは、樋口 俊介さん。大学入学当初から法曹を志し、進学を目指してきたが、適性試験に失敗。第一志望だった国立大の法科大学院を諦め、立命館大学法科大学院を選んだ。

立命館だったから現役で合格できた、その理由として挙げたのが、教員の指導力と情熱だ。「多くの事実からいかに論点を抽出し、それをどのように判断して論理を展開していくか。説得力のある論理を構築するのがいかに難しいかを痛感しました」。授業では、争点や論理の流れを理解するために、最高裁の判例だけでなく、一審、二審の内容も細かく読み解いていく。その中で、論点となるポイントを的確に見つける力や法的思考力が鍛えられていった。

「授業をしっかり受けることが合格に近づく道」

だと考えていた樋口さんは、授業の復習に最も時間を割いた。「授業を録音し、復習の際に理解が不十分だったところを聴き直し、メモするようにしました」。それでもわからないところが残ると教員に質問し、必ず疑問を解消するようにしたという。「先生と学生の距離が近いのが本学のいいところ。先生は非常に熱心で、質問するのもためられるような些細なことにも、ていねいに応えてくださいました」。授業の前後に学生の質問に応じることはもちろん、オフィスアワーに教員の研究室を訪ねても気軽に招き入れてくれる。メールでの質問も、詳細な解説と共に返信されるのが常だった。

仲間と開催する自主ゼミにも教員に加わってもらい、指導を受けた。「どの先生もいつも快く引き受けてくださったのが、ありがたかったですね。司法試験の問題を解き、添削・評価していただきました。『ここは違う』『ここはよく書けている』と、理由も含めて明確に指摘されることで、答案作成能力は格段に上がりました」

こうして教員や授業を最大限活用することで着実に実力をつけ、最短で合格を手にした。

目先の司法試験だけにとらわれず、「将来の法曹を育てる」という視点から、立命館法科大学院では、臨床系科目も充実させている。「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」を選択必修とし、全員が実習を経験する。舞鶴市に出張し、弁護士の指導のもとで法律相談を体験した。

「実際の相談は、教科書や判例のように内容が整理されているわけではありません。相談者の方からお話を聞いても、相談内容がどの法律に該当するのかも即座には判断できない。弁護士の仕事の難しさを実感しました」と樋口さん。と同時に実際の仕事を垣間見ることが、自身の目標を新たにする機会にもなったという。

「目標は、裁判官になること。公正な立場で自分が正しいと信じる判決を出すことができるところに魅力を感じています」。それだけに「大変な仕事」と覚悟を持って、今、将来を見すえている。

年齢も環境も言い訳にしない。 客観的な自己分析と集中力で飛躍を遂げた。

片山 和成さん 神戸大学法学部出身・未修コース修了(2015年)



大学卒業後、働いていた片山 和成さんは、弁護士だった母親に背中を押され、法曹の道へ進むことを決意した。法学部を卒業したとはいえ、法律から離れて久しい。「ゼロからの再スタート」という気持ちで立命館大学法科大学院の門をくぐった。

「入学した時は、どのように勉強したらいいのかもわかりません。授業を信頼し、先生に指示・指導されることを忠実にやっただけでした」と語る片山さん。1年次は、授業の予習・復習だけで勉強時間のほとんどが費えた。「未修コースとはいえ、法律基本科目を1年間で網羅し、法の体系や基礎理論を理解するために90分間の授業で学ぶ知識量は膨大なものです。それに備えるには1科目につき最低でも3時間以上の予習が必要でした」

片山さんは、基本書を読み込むだけでなく、「マイノート」を作って自分なりにまとめることで覚えなければならない知識を頭に入れ、論理を整理する習慣をつけた。またより理解を深めるため、関連する判例にも目を通した。そこで活用したのが、

朱雀リサーチライブラリーだ。ライブラリーには、約2万5000冊の図書・雑誌を配架。法律の専門書や判例、論文なども豊富に揃っている。オンラインデータ・ベースにアクセスし、立命館大学の持つ約250万冊の蔵書も閲覧することができる。「自習室で勉強しながら自分のパソコンからデータ・ベースの判例を読み、必要な資料のみリサーチライブラリーでプリントアウトできるのが便利でした」と片山さん。「立命館大学法科大学院は非常に学習環境が整っています。自習室では一人ひとりに広い机が与えられ、集中して勉強できました」

漫然と勉強していても、合格にたどり着くことはできない。自分の到達度を見極める判断材料として活用したのは、模擬試験だ。できる限り多くの模擬試験を受験し、試験結果を見て力不足の科目や分野に注力し、効率よく力を伸ばしていった。

しかし2年次の秋、勉強だけに集中できないできごとに直面する。「9月に娘が生まれたんです。ところが喜びもつかの間、ほどなくして私の母が亡

くなりました。精神的にも、肉体的にも辛かったですね」。悲しみが癒える間もなく育児にも追われることとなった片山さんは、勉強時間を減らすことを余儀なくされた。不足する時間を補うために行ったのは、集中力を徹底的に高め、勉強の「質」を上げることだった。毎朝7時から午後2時ごろまで大学院で勉強し、妻の負担をなるべく軽減すべく帰宅後は育児に専念する。勉強時間中はそばに誰かが来ても気づかないほど集中した。

「それでも一人では、3年間勉強を続けることはできなかった。一緒に学ぶ仲間が支えてくれたから、辛い時期を乗り越えることができたのです」

家庭の事情で大学院を休んでいた間、仲間が授業で出された資料を集め、重要なところに付箋をつけて片山さんの自習室の机の上に山積みしておいてくれた。また共に自主ゼミを開き、忌憚なく批評し合える仲間もいた。こうして同じ目標を持った仲間と切磋琢磨することで、困難な状況に屈することなく、3年間で合格を勝ち取った。

授業が司法試験合格への近道。 そう信じて予習・復習に徹した。

長谷川 美裕さん 京都大学法学部出身・既修コース修了(2015年)



小学生の頃に見たテレビドラマの影響で、検察官を夢見るようになったという長谷川 美裕さん。成長するにつれ、いつしかそれは明確な目標になっていった。

最初は母校の法科大学院への進学を考えていた長谷川さんだったが、「サポートの手厚さを考えると、立命館を選んで良かったと改めて思いました」と言う。とりわけ2年間勉強を続ける上で不可欠だったのが、奨学金だ。立命館大学法科大学院では、成績優秀者を対象に「奨励奨学金」制度を設けている。「入学試験の成績によって1年次の授業料の半額を免除されたことで、経済的な負担は大きく軽減しました。『2年次は成績を上げ、年間授業料全額免除を受けよう』と思ったことが、勉強する上でのモチベーションにもなりました」。長谷川さんは2年間にわたって学内成績上位を維持し、その言葉を現実のものにした。

とはいえ、法科大学院での学びは想像以上にハードなものだった。長谷川さんは「授業を一番

大切にすること」に徹して2年間を過ごした。「1年次は基礎知識を確かなものにするのに力を注ぎました。授業では、先生から矢継ぎ早に質問が飛んできます。どのような質問にも必ず答えられるよう、該当範囲を徹底的に予習しました」と振り返った。

「要件事実と事実認定」など具体的な事案を分析しながら考える授業は「まるでパズルのピースを埋めていくようでおもしろかった」という反面、訴訟法など手続きの流れが複雑な分野は苦戦した。理解が進んだのは、2年次に「模擬裁判(刑事法務演習)」を経験してからだ。「学生が検察役、弁護人役、裁判官役に分かれ、架空の訴訟記録をもとに、実際の裁判に則って模擬裁判を行います。教科書を読んだだけでは理解できなかった手続きの流れも、自分でやってみると腑に落ちます。体験を通じて知識が体に染みついていくのを実感できたのが、模擬裁判でした」

授業で基礎力を身につける一方で実践力を磨く

機会となったのが、現役の弁護士が司法試験の答案を添削・指導する「弁護士ゼミ」だった。1年次から受講したが、「後に『本当にひどかった』と言われるほど、まったく答案を書くことができませんでした」と笑う。読む人を納得させる論理の組み立て方など、基本的な答案の書き方から厳しく指導された。成果が表れ始めたのは、2年次を迎えた頃だ。「答案の書き方が分かって、教科書に書いてある言葉を丸写ししたような解答に説得力はありません。1年間で基本の法律知識が定着したことで、論点とそれに対する自分の解釈、論理の道筋を明快に伝えられるようになり、1年前と同じ問題を解いても、答案は見違えるほど変わりました」

「必ず授業が司法試験につながると信じて毎回真摯に臨むこと」が司法試験合格の近道だと長谷川さん。授業で基礎知識を確かなものにし、「弁護士ゼミ」で実践力を磨く。一度始めたことは信じて続ける。それを貫いて、難関試験を突破した。

修了生を支える制度、教員の温かい励ましと 指導で試練を乗り越えた。

三輪 匠美さん 龍谷大学法学部出身・未修コース修了(2013年)



三輪 匠美さんが法曹を目指したきっかけは大学時代の弁護士事務所でのインターンシップだった。「相談者の方が『ありがとうございます』と涙を流したり、緊迫した話し合いが弁護士の一言で一気に進展するのを目の当たりにして、『実務家ってすごいな』と憧れました」。しかし難関試験に挑戦することに不安を覚え、なかなか決意を固めることができなかった。そんな三輪さんを後押ししたのが、弁護士の一言だった。「『なりたいたいなら、やるしかない』。そう言われて迷いが吹切れました」

法学部での学びだけでは基礎知識が不足していると感じた三輪さんは未修コースを選択。「立命館大学法科大学院は、法律基本科目がとても充実しています。1年次に数多くの授業を受けるのは大変ですが、おかげで法律の基礎的知識はかなり身についたという手ごたえを感じることができました」

最初は「答案を書くことが楽しかった」という三輪さん。しかしやがてそれが司法試験突破に直結しないことを思い知らされる。「刑法などは人を罰

することにつながるだけに、類推適用を許さない厳格な法的論理が求められます。けれど私は、要件事実や法律を柔軟に解釈し、自分流で論理を組み立てていた。『それは罪刑法定主義に反する』と厳しく指導されました。法的論理を理解するため、三輪さんは「調査官解説」にまで目を通した。判決が導かれるまでの判断の過程が詳細に記されている「調査官解説」を読むと、論理の道筋を順を追って理解できる。一度「法的思考の流れ」を頭に叩き込むと、他の事例にも応用できる。これが確かな力となって蓄積されていった。

3年間で十分な実力を養ったはずだったが、2度司法試験に失敗。修了後も「法務専修生制度」を活用し、大学院に通う生活を続けた。「継続して自習室に専用の机を使うことができたのは、ありがたかったです」という三輪さんは、気分が乗らない日もとにかく学校に来て自習室に座ることで、ペースを崩さず勉強を続けることができたという。

「それでも2回目もダメだった時は本当につら

かった」。失敗の原因は、「精神的な弱さ」だった。不安な気持ちが募り、「どんな答案を書けばいいのかわからなくなってしまった」という一度目。さらに「絶対に大丈夫」と自信を持って臨んだ翌年、プレッシャーからマークミスを犯してしまう。ショックのあまりしばらくは家から出ることもできなかったという三輪さんを再び立ち上がらせたのは、法科大学院の教員の存在だった。

「久しぶりに大学院に行くこと、先生が『どうしてた？ 心配してたんだよ』と話しかけてきてくださったんです。その後も、力強く励ましてくださる先生、食堂で私を目に止めて『質問があるならいつでも来なさい』と話しかけてくださる先生、誰もが学生を心から気にかけて、全力でサポートしようとしてくださる。先生方のスタンスに、力づけられました」

試練を乗り越え、ついに吉報を手にした三輪さん。「やりたいなら、やるしかない」。後に続く後輩にも、辛い時、自身を鼓舞した言葉を贈りたいという。

進路実績・就職支援

Data

1900（明治33）年、立命館大学の前身となる「私立京都法政学校」が設立された後、1917（大正6年）には司法試験受験希望者のために大学に特別研究科設置を設置、1922（大正11年）「立命館大学（旧制）」への昇格に合わせて法学部が設置されるなど、長い歴史の中でも法教育・法曹養成には特に力を入れてきました。

法科大学院制度が開始になる以前から、多くの法曹を輩出してきた立命館大学は、現在も全国で活躍している現役の法曹が多数おり、本学の教育および進路・就職を強力に支える基盤となっています。2004年の法科大学院設置以降は、これが更に加速しています。



法科大学院設置以降の累積合格者数

累積合格者数
438名

2015年度（平成27年度）司法試験結果

受験者数	短答合格者数	最終合格者数
238名	154名	27名

2015年度司法試験の結果を受けて

短答式試験では、前年比18名（13%）多くの合格者が出ましたが、残念ながら最終合格者は27名に留まりました。この結果を受け、早速、法務専修生に対する論文指導を充実させるなど、必要な対策を取っています。次年度の受験に備える修了生を常にサポートしています。

就職支援

法科大学院修了後、法曹資格を取得するかどうかに関わらず、企業や官公庁、地方自治体へ就職する修了生もあり、立命館大学キャリアセンターが就職相談に応じます。また、学内採用説明会などの企画も実施しています。

立命館大学法科大学院同窓会



法科大学院同窓会による
様々な企画

立命館大学法科大学院同窓会 会長
弁護士

山崎 道雄

法学既修コース2006年修了

立命館大学法科大学院同窓会は、本学在籍経験者を会員とする同窓会であり、交流会や研究会の開催等、様々な活動を行っています。特に、在学生や修了直後の会員のバックアップには、力を入れています。例えば、毎年、「司法試験受験後の過ごし方」（5月開催）、「修了生の進路－司法修習、各法曹・企業の就職事情、就職面接の受け方、公務員受験等」（9月開催）をテーマとした講演会・経験交流会を開催しており、進路選択にあたってのノウハウを提供しています。



<http://ritsls-alumni.net>

立命館法曹会



立命館法曹会は
みなさんを待っています

立命館法曹会 会長
弁護士

山名 隆男

法学部1968年卒業

立命館法曹会は、立命館大学を卒業又は立命館大学法科大学院を修了した法曹関係者の集まりです。立命館出身の法曹人数の多さは全国の大学のなかでも屈指です。そして広く全国で活躍しています。立命館法曹会は、大阪、東京に支部を持ち、全国の会員とも情報交換をしています。堅苦しいことよりも、年長者法曹から新人法曹まで、出身を同じくすることを縁にした和やかな集まりです。

みなさんが使命感を持って法曹を志したことに敬意を表します。ぜひ、立命館大学法科大学院で修練されてその志を実現してください。そのとき、皆さんは立命館法曹会の仲間です。こちらよりお待ちしております。

活躍する修了生

Alumni

法律の専門家としての知識とスキルに加え 依頼者の信頼を得る「人間力」が不可欠

弁護士 三津谷 周平

弁護士法人朝日中央総合法律事務所

2010年3月 同志社大学法学部卒業

2013年3月 立命館大学法科大学院 法学未修コース修了 同年司法試験合格

弁護士を目指そうと決めたのは、大学3年生の時です。法律事務所でのアルバイトを通じて初めて弁護士という職業の実態を知り、依頼者の人生を左右する問題の解決に貢献できるやりがいを感じました。

立命館大学法科大学院では、どの授業でもただ理論を覚えさせるのではなく、納得しながら筋道を追うことができるよう、先生方がわかりやすい言葉で論理立てて説明してくださるので、確かな基礎知識が身につく手ごたえを感じることができました。壁にぶつかったのは、司法試験に向け、答案を書く練習を始めてからです。現役の弁護士の先生が答案を添削してくださる「弁護士ゼミ」では、「法的思考」に基づいて文章を組み立てる力の不足を指摘されました。そこで「弁護士ゼミ」に出席する他、法科大学院の先生方にもご協力いただき、仲間と自主ゼミを開いて繰り返し問題を解き、先生から指摘されたところを真剣に考え直すことに励みました。そうし

たところ、少しずつ「法的な筋道」が見えるようになり、それとともに答案の精度も高まっていきました。

立命館大学法科大学院を選んで良かった点は、非常に熱心な先生方の指導を受けられたことです。学生の理解を促す工夫に富んだ講義はもちろん、講義時間外に質問したり、自主ゼミの指導をお願いしても時間を惜しまずに熱心に応えてくださいます。こうして、全力を傾けて支援してくださる先生方の存在が、司法試験合格を手にする大きな力となりました。

現法律事務所で弁護士としてスタートし、現在は主に相続関連の業務に従事しています。実務に携わって実感したのは、法律の専門知識を持っているだけでは依頼者を納得させ、満足させるだけの解決を導き出せないということです。法律家として知識を駆使するのは当然のこと。それに加えて欠かせないのが、コミュニケーション力です。とりわけ相続問題は、紛争の背後に当事者間の感情的なもつれや

複雑な利害関係が絡んでいることが多く、法的な勝敗が問題の解決につながるとは限りません。まずは依頼者の話を聞き、当事者間の問題点、要望等をしっかりと理解した上で、紛争相手や他の相続人にそれを適切に伝えることが、解決の糸口になります。法曹の専門家としての知識やスキルはもちろん、それ以上に依頼者にとって信頼に足る人間が、いわば「人間力」が問われる仕事だと痛感しています。

法曹を目指す後輩の皆さんにも、机に向かうだけでなく、さまざまな人と接し、「心」を磨くことにも力を注いでほしい。立命館大学法科大学院では、年齢も出身地も違う多様な学生が学んでいます。在学中は私自身も世代の異なる仲間と話して価値観の違いを感じたり、異なる考え方に触れて自分の足りないところに気づかされたことがたくさんありました。そうして法科大学院で出会った仲間が今、仕事をする上での大きな糧となっています。

厳正な判決を下す決断力と法的知識を裏づけに 当事者の「思い」を汲み取る柔軟な解決を導き出す

判事補 金友 有理子

神戸地方裁判所尼崎支部

2007年3月 立命館大学法学部 飛び級 中退

2010年3月 立命館大学法科大学院 法学未修コース修了 同年司法試験合格

立命館大学法学部に入学した当初は「将来法律を専門にする仕事に就きたい」と漠然と思い描いていたにすぎませんでした。学途中で「より厳しき環境に身を置いて自分を追い込みながら高い専門性を養いたい」との思いが強くなり、大学の飛び級制度を利用して、3回生が終了すると同時に法科大学院の門を叩きました。

一方的に講義を聴くことの多かった大学とは一転、法科大学院の授業は、先生との問答が中心です。最初は、テキストや関連する判例を徹底的に読み込んで授業に備えても、先生の鋭い指摘に言葉に詰まることばかりでした。ただ漫然とテキストを読むだけでは予習になりません。自分なりに疑問に思うことや先生の質問を想定し、考えながら読み進めるようにしたことで学習の質が格段に上がりました。先生の質問に答えられると授業が楽しくなり、それに伴って確かな実力が身につけていきました。一人ではできない法的な考え方が深まるような学び

を授業で得る一方で、判例や条文を覚えるといった一人ですべき学習にも地道に取り組む。その両方を意識し、メリハリをつけて勉強したことで、3年間で合格を手にすることができました。

「裁判官になろう」と心を決めたのは、司法試験に合格した後のことです。司法修習で裁判官の実務を間近に見て、原告と被告のどちらか一方の利益を追求する弁護士とは異なり、当事者の立場を離れて公正な立場で判断を下す裁判官の職務こそが、より多くの紛争に対しより良い解決を導き出せる仕事だと感じたからです。

判事補として自ら判決に携わって実感したのは、白黒をつけることが必ずしも「最も良い解決」にはつながらないということです。たとえ裁判体として法的な結論が出ていても、当事者の話に耳を傾け、その思いを汲み取って相手側に伝えることで、双方が納得して和解することができる。こうした柔軟な解決を導き出したときに、裁判官としてのやりがい

を実感します。そのためには、当事者の本当の望みに気づく力はもちろん、その前提として、何より適正な判断を下せる決断力とそれを支える確かな法的素養が不可欠だと思っています。

人の一生を左右する判決には、やりがいと同時に大きな責任を伴います。1件たりとも、不十分な判断をして良い事案はありません。目いっぱい時間をかけて検討したつもりでも、裁判長から自分の気が付かなかった問題点を指摘されると、自分の未熟さを痛感します。裁判官は5年目以降、単独で事件を審理することができるのですが、単独事件を担当する先輩裁判官は、一見簡単に思える事案でも当事者の話を入念に聞き、たくさんある担当事件の全てに真摯に向き合って解決しています。私も裁判長や先輩裁判官から学んだことを生かし、それを実現できる実力を身につけるべく、更なる研鑽を積んでいくつもりです。

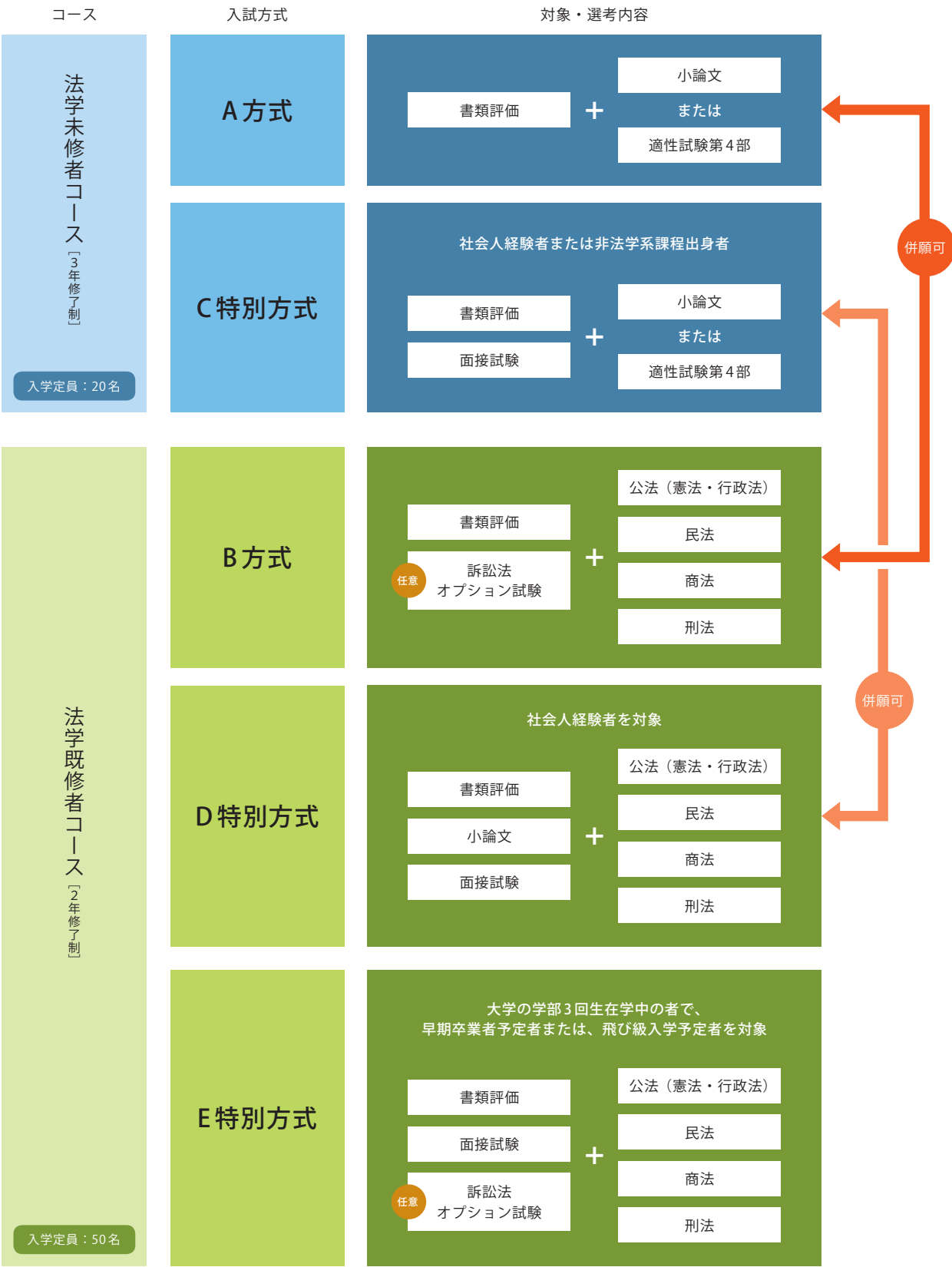


入試制度

Admission

入試方式

入学試験の詳細は、入学試験要項をご確認ください



※前期日程は試験日が1日のため、併願はできません。
※併願は同一日程での受験を指し、E特別方式受験者の前期日程・中期日程での受験を妨げるものではありません。
※A方式/C特別方式で、「適性試験 第4部 表現力を測る問題の解答用紙（写）」提出者が、小論文試験も受験した場合、高い方の得点を採用します。

入試日程

前期日程	中期日程	後期日程
出願期間 7.13（水）～7.27（水） 試験日 8.7（日） 試験地 京都・東京	出願期間 8.8（月）～8.23（火） 試験日 9.3（土）、9.4（日） 試験地 京都・大阪（新設）	出願期間 1.13（金）～1.24（火） 試験日 2.4（土）、2.5（日） 試験地 京都・東京

入試の特徴

訴訟法オプション試験

B方式とE特別方式の志願者は、訴訟法オプション試験として「民事訴訟法」「刑事訴訟法」が受験できます。その成績に応じて、入学後に「民事訴訟法」「刑事訴訟法」の各2単位を認定します。これにより、勉強が進んでいる場合、入学後の受講計画にゆとりをつくれます。

実施（中期日程・後期日程）B方式（後期日程）E特別方式

大阪試験会場を新設

中期日程には、立命館大学いばらきキャンパスに大阪試験場を開設します。JR茨木駅から徒歩5分、阪急南茨木駅や大阪モノレール宇野辺駅からも徒歩10分程度で、大阪・神戸方面からも抜群のアクセスです。

実施（中期日程）A方式、B方式、C特別方式、D特別方式

学部3年間＋法科大学院2年の最短5年で法曹を目指せます！

E特別方式試験（飛び級入試）

大学の学部3回生在学中の方を対象とした入試方式で、早期卒業予定者や飛び級での入学予定者を対象にしています。この方式での合格者には奨学金が“確約”されます。

実施（後期日程）E特別方式

複数日程への出願

入学試験は、前期日程（8月）、中期日程（9月）、後期日程（2月）の年3回します。毎回の成績に基づき奨学金を決定しますので、より上位の奨学金を目指して、複数回受験することも可能です。仮に先の日程で入学手続き（入学金の支払）をした場合も、申し出により後の日程の手続きに振替えることが可能です。

過去問解説会

過去の入試問題を使用した解説会を年3回ほど開催しています。法科大学院の教員が、丁寧に問題を解説した上で、答案作成上のポイントなどについて話します。日時や場所などの詳細は、法科大学院ホームページにてお知らせします。

転入学試験

現在、他の法科大学院に在籍している方を対象に、法学未修者コース2年次への転入学試験を実施しています。なお、出願に際しては事前に「出願資格事前審査」にて許可を受けておく必要があります。

実施（後期日程）転入学試験
詳細はホームページにて案内します。

立命館大学法科大学院における入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施方針、学位授与基準

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）	学位授与基準（ディプロマ・ポリシー）
立命館大学法科大学院は、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍する地球市民法曹の養成をめざします。 そのために、1学年に法学未修者を20名程度、法学既修者を50名程度受け入れます。優秀な法学既修者を多く受け入れることによって、法学未修者にも学習面でよい刺激を与えることを期待しています。 入学者像を考えるにあたり、国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れ、法的紛争の国際化に対応できる人材を養成するため、英語等外国語能力に秀でた学生が入学できるように努めています。さらに、複雑化する現代社会に対応できる法曹を輩出するには、多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者、とりわけ理科学部出身者の入学も重要です。社会人と非法学部出身者を合わせて、毎年入学定員の3割程度は受け入れたいと考えています。 最後に何よりも大事なのは、法曹への意欲と使命感にあふれる人材に入学してもらうことです。 立命館大学法科大学院の入学試験においては、これらの点を重視します。	法曹となるための基本的な力を身につけるため段階的学習を行います。1年次は講義科目で徹底して基礎を学び、2年次は各法の運用能力を高めることをめざす演習を受講して、応用力を身につけます。3年次には、研究者教員と実務家教員が共同指導する公法・民事法・刑事法の実務総合演習を通じて、実体法と手続法を統合した事例問題に取り組み、「司法試験」でも検討されている法領域横断的・複合的問題への対応能力を高めます。また、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」を選択必修とし、実践力の向上を図っています。さらに、専門性の涵養という点では、単に多分野の専門科目を断片的に学習しても専門性は身につけません。立命館大学法科大学院では、先端・展開科目のうち、主要な科目について、講義科目と演習科目を設け、関連する先端・展開科目を有機的に結びつけて効果的な学習を行います。	専門職大学院である法科大学院は、法曹という高い専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的としています。とりわけ、法に関する専門知識および交渉能力について、法曹として必要とされる能力を身につけることを重視します。これらの能力は、法科大学院の履修カリキュラムで展開される、基礎力と応用力を養う講義科目や演習科目、あるいは実践力を身につけるための実務科目を履修し、最終的には修了に必要な単位を修得するのみならず、法律基本科目の必修科目の合計単位数の半分以上でB評価以上を取得し、GPA2.5以上というさらに厳格な要件をクリアすることにより、得られるとみなし、これをもって法務博士の学位を授与します。